備考　この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

⑴　空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの

⑵　適合表示無線設備のみを使用するもの

⑶　移動するもの

⑷　個人が開設するもの

⑸　人工衛星等のアマチュア局でないもの

注１　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

⑶　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

３　２の欄は、法第５条第３項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にレ印を付けること。

４　３の欄は、次によること。

⑴　②の欄は、該当する□にレ印を付けること。５年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

⑵　③の欄は、次によること。

ア　２の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

５　４の欄は、施行規則第51条の10の６第３項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

⑴　①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

⑵　②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。

６　無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。

⑴　９の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の８に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。